

## 大阪市規則第61号

### 大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 所</p> <p>東京事務所、弘済院、中央卸売市場南港市場、中央図書館及び<u>総合教育センター</u>をいう。</p> <p>〔(3)～(5) 略〕</p> <p>(出納員への事務の委任)</p> <p>第6条 会計管理者は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）</u>第171条第4項の規定に基づき、その事務の一部を出納員に委任するものとする。</p> <p>(区出納員への事務の委任)</p> <p>第7条 区会計管理者は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）</u>第174条の44第4項の規定に基づき、第5条の規定により委任を受けた事務の一部を区出納員に委任するものとする。</p> <p>(歳入等の徴収又は収納の委託)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 所</p> <p>東京事務所、弘済院、中央卸売市場南港市場、中央図書館及び<u>教育センター</u>をいう。</p> <p>〔(3)～(5) 同左〕</p> <p>(出納員への事務の委任)</p> <p>第6条 会計管理者は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>第171条第4項の規定に基づき、その事務の一部を出納員に委任するものとする。</p> <p>(区出納員への事務の委任)</p> <p>第7条 区会計管理者は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下令という。）</u>第174条の44第4項の規定に基づき、第5条の規定により委任を受けた事務の一部を区出納員に委任するものとする。</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p>

第35条 次に掲げる歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）については、法第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、同項の規定による指定を受けた者にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

[(1)～(19) 略]

(20) 前各号に掲げるもののほか、法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして市長が定める歳入等

- 2 前項の規定により、歳入等の徴収又は収納の事務を委託した場合は、局長等は、委託先、委託金の種類、委託期間、収納金の納付期日その他委託契約の内容を示す書類を作成の上、会計管理者又は区会計管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の規定により歳入等の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、委託に係る歳入等を徴収し又は収納したときは、これを翌日（当該日が指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の休日又は12月29日若しくは30日である場合にあつては、これらの日を除くその翌営業日）

第35条 次に掲げる歳入（第9号、第12号及び第13号に掲げる歳入にあつては、別に市規則で定めるものに限る。）については、令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の3、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

[(1)～(19) 同左]

[新設]

- 2 前項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合は、局長等は、委託先、委託金の種類、委託期間、収納金の納付期日その他委託契約の内容を示す書類を作成の上、会計管理者又は区会計管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、委託に係る歳入を徴収し又は収納したときは、これを翌日（当該日が指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の休日又は12月29日若しくは30日である場合にあつては、これらの日を除くその翌営業日）まで

までに関係出納員又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に納付しなければならない。ただし、会計管理者と協議の上、委託契約において特に納入期限を定めるときは、その期限内に、会計管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、会計管理者の指定する期限内に、それぞれ納付するものとする。

(資金前渡)

第46条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、当該職員にその資金を前渡することができる。

[(1)～(9) 略]

(10) 国民健康保険法第58条の規定による保険給付金、介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条の規定による保険給付金、里親に委託した場合における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号に規定する費用、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の規定による貸付金（同法附則第3条第2項又は第6条第2項の規定により当該貸付金とみなされるものを含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第21条の規定による措置費その他生活扶助費又は生業扶助費及びこれらに類する経費

[(11)～(23) 略]

(24) 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条に規定する物価高騰対策給付金

に關係出納員又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に納付しなければならない。ただし、会計管理者と協議の上、委託契約において特に納入期限を定めるときは、その期限内に、会計管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、会計管理者の指定する期限内に、それぞれ納付するものとする。

(資金前渡)

第46条 [同左]

[(1)～(9) 同左]

(10) 国民健康保険法第58条の規定による保険給付金、介護保険法第40条及び第52条の規定による保険給付金、里親に委託した場合における児童福祉法第50条第7号に規定する費用、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の規定による貸付金（同法附則第3条第2項又は第6条第2項の規定により当該貸付金とみなされるものを含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第21条の規定による措置費その他生活扶助費又は生業扶助費及びこれらに類する経費

[(11)～(23) 同左]

(24) 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条第1号に掲げる給付金

[2 略]

(概算払)

第51条 次に掲げる経費については、概算払  
をすることができる。

[(1)~(5) 略]

(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第  
70条に規定する費用及び中国残留邦人等  
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した  
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の  
支援に関する法律(平成6年法律第30号)  
の規定による支援給付(中国残留邦人等  
の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律の一部を改正する  
法律(平成19年法律第127号)附則第4条  
第1項の規定による支援給付及び中国残  
留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰  
国後の自立の支援に関する法律の一部を  
改正する法律(平成25年法律第106号)附  
則第2条第1項又は第2項の規定により  
なお従前の例によることとされた同法に  
よる改正前の中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律第14条第1項の規定による支  
援給付を含む。)に要する費用

[(7)~(11) 略]

(12) 子ども・子育て支援法(平成24年法律  
第65号)第65条に規定する費用及び同法  
附則第6条第1項に規定する保育費用

[(13)~(15) 略]

(支出事務の委託)

第59条 第46条第1項第1号から第15号まで

[2 同左]

(概算払)

第51条 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 生活保護法第70条に規定する費用及び  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び  
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
配偶者の自立の支援に関する法律(平成  
6年法律第30号)の規定による支援給付  
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及  
び永住帰国後の自立の支援に関する法律  
の一部を改正する法律(平成19年法律第  
127号)附則第4条第1項の規定による支  
援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国  
の促進及び永住帰国後の自立の支援に関  
する法律の一部を改正する法律(平成25  
年法律第106号)附則第2条第1項又は第  
2項の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされた同法による改正前の中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国  
後の自立の支援に関する法律第14条第1  
項の規定による支援給付を含む。)に要す  
る費用

[(7)~(11) 同左]

(12) 子ども・子育て支援法第65条に規定す  
る費用及び同法附則第6条第1項に規定  
する保育費用

[(13)~(15) 同左]

(支出事務の委託)

第59条 第46条第1項第1号から第15号まで

<p>(第12号を除く。)に掲げる経費、同条第2項の規定により資金前渡できる還付金(当該還付金に係る還付加算金を含む。)及び貸付金については、必要な資金を<u>交付して、</u><u>法第243条の2第1項の規定により</u>当該支出の事務を<u>同項の規定による指定を受けた者</u>に委託することができる。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(第12号を除く。)に掲げる経費、同条第2項の規定により資金前渡できる還付金(当該還付金に係る還付加算金を含む。)及び貸付金については、必要な資金を<u>交付して</u>当該支出の事務を<u>私人</u>に委託することができる。</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の大阪市会計規則第35条第1項又は第59条第1項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下「従前の公金事務」という。)を行わせている者(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。)については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例により当該従前の公金事務を行わせることができる。